

令和7年5月13日

第586回 海務協議会議題

1. 船陸交通許可申請の本人確認に係る住基ネットの利用について
2. 全国税関における金地金の摘発状況について（令和6年）
3. 大阪・関西万博開催に伴う税関検査の強化について
4. その他・質疑応答

〈横浜税関 出席者〉

監視部	安 部	次長
取締部門（第2班）	樺 沢	統括監視官
総括許可部門	小 原	統括監視官
〃	寺 内	上席監視官

船陸交通許可申請の本人確認に係る住基ネットの利用について

関税法第24条第2項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の許可に関する一括申請に際し、住民基本台帳ネットワークを利用することにより、本人確認資料として提出頂く住民票の写しの添付を省略することが可能です。

住民基本台帳ネットワークを利用した本人確認を希望する場合は、「住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書」（税関様式C第2215号）に、住民票コード又は氏名・住所・生年月日・性別を記載のうえ、申請して下さい。

※マイナンバーカード等がなくても利用可能です。

●参考資料

- ・住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書（税関様式C第2215号）
- ・住民基本台帳ネットワークシステムの役割（総務省HP掲載資料）

《住民基本台帳法等抜粋》

住民基本台帳法

第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供）

機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。（以下省略）

同法別表第一

提供を受ける国の機関又は法人	事務
四十五 財務省	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）による同法第二十四条第二項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令

第1条第70項

法別表第一の四十五の項の総務省令で定める事務は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十四条第二項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする

住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による
本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書

Application for permission of traffic through place designated , when wishing for identification
by a Customs officer using Basic Resident Register Network System.

税 関 長 殿
to Director of _____ Customs

令和 年 月 日
Date

申 請 者
Applicant

住 所
Address

氏 名 (フリガナ)
Name

申請者の所属し又は代理する法人又は人
Juridical or natural person
(If the applicant is to make a traffic as an agent or employed)

住 所
Address

氏 名
Name

関税法第 24 条第 2 項の規定により、下記のとおり貨物の授受を目的とした本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への交通をしたいので、申請します。

I hereby apply for permission of traffic, for the purpose of delivering and/or receiving goods, to vessel or aircraft coming and/or going between Japan and any foreign country under the provision of art, 24, par.2 of the Customs law as follows.

交通者の生年月日及び性別 Date of birth and sex		年 月 日生 才 Date of birth Age		男 女 M F					
交 通 の 目 的 Purpose of traffic									
交 通 期 間 Period of traffic		自 令和 年 月 日 From: Date				至 令和 年 月 日 To: Date			
交 通 の 経 路 Route of traffic									
住民基本台帳ネットワークによる検索方法の指定 Specify mode of access by Basic Resident Register Network System									
(住民票コードによる検索を指定した場合は、右欄に 11 桁の住民票コードを記入下さい。) (For access by resident code, fill in the 11-digit-number.)		氏名、住所、生年月日及び性別による検索 ☐							
		住民票コードによる検索 ☐							

交通場所に使用する船舶又は車輛
Ferryboat or car to be used for traffic

- (1) 名称及び船種又は車種
Name and type
- (2) けい留場所（許可交通期間が1ヶ月以上にわたる場合にのみ記入して下さい）
Fixed mooring place of ferryboat （Shall be filled when the period of traffic is over a month.）

(注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。
法人においては、申請者の所属し又は代理する法人又は人の欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者名を記載して下さい。
2. 「住民基本台帳ネットワークによる検索方法の指定」欄は、いずれかの検索方法について、希望する項目の□にチェックして下さい。

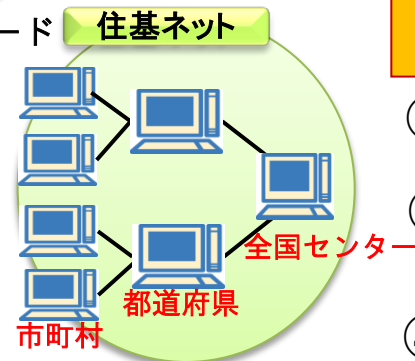
Note: 1. This application shall be submitted in duplicate.

住民基本台帳ネットワークシステムの役割

1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **年間約5億8,000万件**（年金支給事務、司法試験の実施など）
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **年間約860万件**（パスポートの発給、税務事務など）



情報提供

①

②



行政機関

③

住民票の写し

④

年金受給権者の住所変更届、死亡届

⑤

年金受給権者の現況届

不要



- ③ 行政手続における住民票の写しの省略 → **全国で年間約550万件**（パスポートの受給申請、免許等の申請など）
- ④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届の提出を省略 → **全国で年間約210万件**
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で年間約4,000万人分**

2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

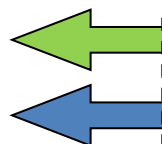
住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

(例) 転入通知

：従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」 **年間約430万件（約570万人分）** をオンライン化



転出地市町村



転入通知



郵送

専用回線



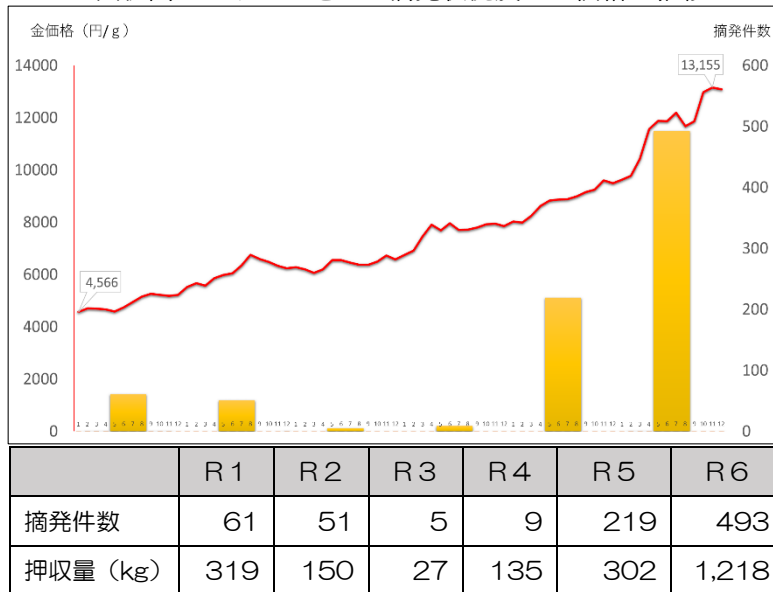
転入地市町村

全国税関における金地金の摘発状況について（令和6年）

1. 摘発状況等

「ストップ金密輸」緊急対策の策定による厳罰化やコロナ禍による入国者数の激減を背景として、金密輸の摘発は低位で推移していましたが、訪日外国者数の回復や金価格の上昇に伴う消費税脱税による不正利益増加の影響と見られる金密輸の摘発が激増しています。

全国税関における金地金の摘発状況及び金価格の推移

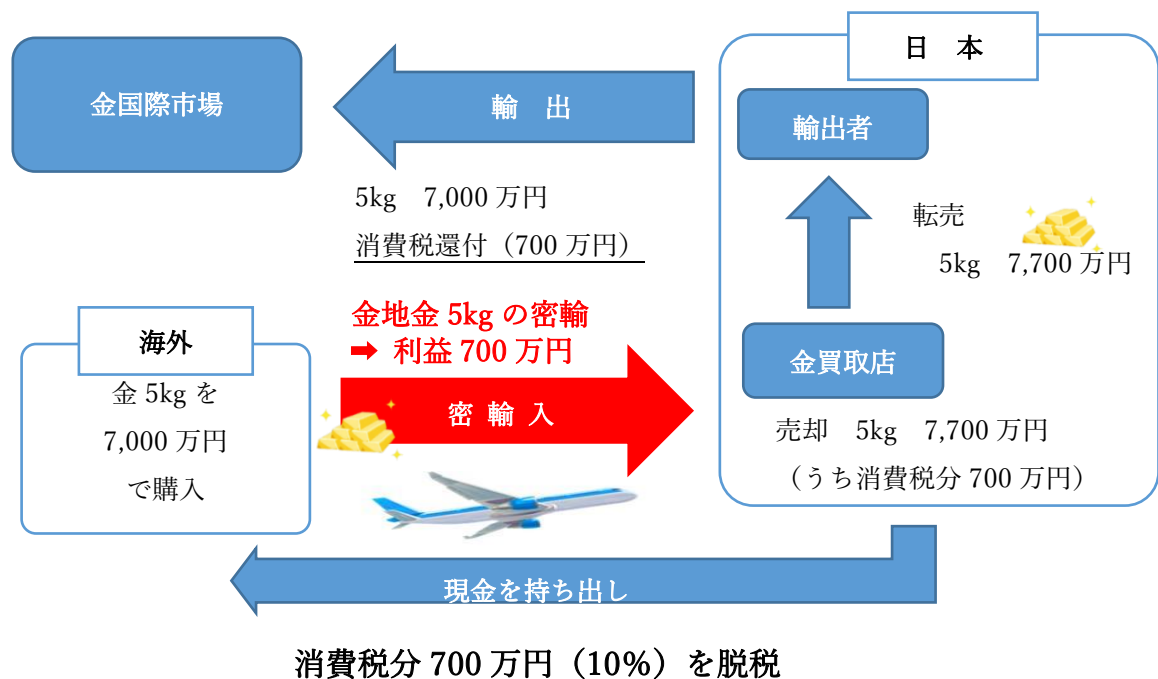


※金価格は田中貴金属工業HPから引用（参考小売価格（税抜・月平均・円/g））

密輸形態別の摘発状況（R6）

密輸形態	摘発件数	押収量(kg)
航空機旅客	429	480
国際郵便物	15	9
航空貨物	28	656
海上貨物	—	—
船員等	21	73
合計	493	1,218

2. 金密輸による消費税脱税スキーム



3. 摘発事例

(1) 洋上取引による密輸事犯（門司税関）

犯則物件：金地金 40塊（約40kg）【鑑定価格約5億1,800万円】

事件の概要：令和6年11月7日、大韓民国釜山港において、大韓民国籍客船に乗船し、翌8日未明、愛媛県今治市の沖合を航行中に金地金40塊を海上へ投下し、付近の海上に待機中の汽船により同金地金を回収して、同市所在の浮桟橋に陸揚げし、税関長の許可を受けずに輸入するとともに、不正の行為による、同金地金に対する消費税及び地方消費税を免れたもの。



(2) クルーズ船旅客による密輸事犯（沖縄地区税関）

犯則物件：粉末状の金 約13kg【不純物を含め時価約2億円】

事件の概要：令和6年10月、香港から那覇クルーズターミナルに到着した外国人旅客4人から、ブラジャー及びスパッツ内に隠匿されていた粉末状の金を発見されたもの。



(3) 航空旅客による密輸事犯（門司税関）

犯則物件：金地金 8塊（約4kg）【鑑定価格約3,700万円】

事件の概要：大韓民国から航空機を利用し、犯則者2名が金地金それぞれ4塊を身辺に隠匿して、申告しないまま不正に輸入しようとしたが、令和6年1月19日、福岡空港税関支署職員による検査で発見されたもの。



横浜税関より

税関検査へのご協力をお願い

大阪・関西万博開催に伴い

テロ防止に全力で取り組んでおります

テロ行為等の未然防止および万博の円滑な実施のため、
税関では輸入貨物や入国者への検査を強化しております。
ご理解とご協力をお願いいたします。

通報・情報提供のお願い

通報方法は3つございます

☎ 税関密輸フリーダイヤル ☎ 24時間受付

0120 - 461 - 961

許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

✉ メール ✉

[yokohama-mitsuyu
110@customs.go.jp](mailto:yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp)

📄 税関HP 📄

「密輸に関する情報提供」



横浜税関HP

←左のQRコードから横浜税関HPにアクセスできます！

怪しい無線・怪しい漂流物・怪しい渡航客・・・などなど
見かけましたら通報いただけますと幸いです。
よろしくお願いいたします。



OSAKA, KANSAI, JAPAN
EXPO2025

